

## 助成対象経費について

助成対象経費とは、事業活動にかかる費用のうち、以下のとおりです。

### 【対象となる経費】

|          |  |
|----------|--|
| 報償費      | 外部からの講師、出演者等への報酬、謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金(団体会員に対するものは除く)、記念品代 等 |
| 消耗品費     | 文具、用紙、材料など事業実施に必要な消耗品                                      |
| 印刷製本費    | チラシ・ポスター・資料の作成費、印刷費、コピー代、写真現像代 等                           |
| 通信運搬費    | 切手、ハガキ、郵券代など(交通費、ガソリン代、電話代は対象外)                            |
| 使用料及び賃借料 | 事業に要する会場使用料(使用にかかる設備費)、施設見学にかかる入場料、バス借上料など                 |
| 損害保険料    | 事業の実施にかかる行事用保険料など(ボランティア活動保険のような個人の保険は対象外)                 |

### 【対象とならない経費】

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 食料費                       | お弁当、会食交流会、茶話会等の食料費、食品関係 飲み物代など            |
| 交通費                       | 電車代、タクシ一代、ガソリン代、高速道路代金など(講師の交通費は、謝金に含めて可) |
| 燃料費                       | ガソリン代、灯油代など                               |
| 交際費                       | 慶弔費(祝い金や香典)、他団体の行事参加費、土産代など               |
| 領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費 |   |
| 社会通念上適切でない経費              |   |

### 【支出する際の注意事項】

- 品物は項目ごとに分けて購入し、領収書を受け取ってください(レシート不可)。
- 領収書には但し書きを必ず明記してください。
- 領収書（写）は項目ごとに重ならないように配布してください。

